

# 令和5年度 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収の手引

横須賀市 市区町村コード 142018

市民税・県民税(市・県民税)の特別徴収について、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
この度、貴事業所を令和5年度市・県民税の特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることとなりました。  
つきましては、本書をご確認いただき、徴収事務を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

## ○書類のご確認

次の3種類の書類が送付されているかご確認ください。

### 1 令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

※eLTAX から給与支払報告書を作成・提出する際に、「希望する受取方法」について「正本の電子データを eLTAX で受け取る(正本のみ)」を選択した場合、この通知書は eLTAX を通して送信し、紙では送付しません。

### 2 令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

※納税義務者用の通知書は、個人情報にご配慮の上、はがさず各納税義務者にすみやかに配布してください。

### 3 納入書(領収証書、納入書、納入済通知書が一連の書式となったもの)

※給与支払報告書(総括表)を作成・提出する際に、「納入書の送付」について「不要」を選択した場合、納入書(紙)は送付しません。

## ○納税義務者のご確認

上記1の通知書に記載されている納税義務者について、特別徴収できるか必ず確認してください。

**退職・転職等により特別徴収できない納税義務者が記載されている場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を eLTAX または同封の書面で市民税課へ提出してください。**

給与支払報告書で普通徴収を希望していても、普通徴収とする理由が明らかでない場合には特別徴収として通知している場合があります。特別徴収の対象者を普通徴収とするには、「異動の事由」欄で理由を明らかにした上で、給与所得者異動届出書の提出が必要です。

給与所得者異動届出書などの様式は、本市ホームページの『総合案内』から、『便利な手続き』>『申請書ダウンロード』>『税務部市民税課』の書式』よりダウンロードできます。

## ○納める方法・ところ

電子納税 (推奨)	eLTAX(エルタックス)の地方税共通納税システムをご利用いただけます。 電子納税には、納入にかかる事務負担の軽減、金融機関等の窓口負担の削減、ペーパーレス化(納入書不要)による環境への配慮など、多くの社会的メリットがあります。ぜひ、ご利用ください。 詳細は、eLTAX ホームページ <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a> をご覧ください。
銀行	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 神奈川銀行 三井住友信託銀行
ゆうちょ銀行(郵便局)	神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局) ※納期限を過ぎますと横須賀市外のゆうちょ銀行(郵便局)では納入できない場合があります。 ※上記以外の地域のゆうちょ銀行(郵便局)については、第1回目の納入(納期限前)の際に、 貴社(所)が利用するゆうちょ銀行(郵便局)へ、本書巻末の「指定通知書」を提出してください。既に提出している場合は不要です。
信用金庫・労働金庫	湘南信用金庫 かながわ信用金庫 中央労働金庫
信用組合・協同組合	横浜幸銀信用組合 ハナ信用組合 よこすか葉山農業協同組合
横須賀市役所	本庁(会計課) 各行政センター 市民サービスセンター(役所屋)各店

- ・上記以外の金融機関で納入されますと、取扱手数料が掛かる場合があります。
- ・金融機関名称及び対象金融機関は、変更される場合があります。
- ・埼玉りそな銀行は、本市市税の納入を取扱う金融機関ではありません。りそな銀行とは異なる金融機関です。

## ○お問い合わせ先(お問い合わせの際には特別徴収義務者指定番号をお知らせください。)

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市 税務部 市民税課 電話 046-822-8191・8192(直通)  
FAX 046-822-7385

## 個人番号の取扱いについて

「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

※個人番号は電子の通知にのみ記載しています。

### 1 個人番号の利用目的について

特別徴収税額通知によって取得した個人番号は、特別徴収に係る事務に限り利用することができ、たとえ本人の同意があつたとしても、それ以外の事務（社会保障など）に利用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

### 2 個人番号の収集について

特別徴収税額通知により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 特別徴収事務の概要

### 1 特別徴収とは

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者が納税義務者である従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を差し引いて、市へ納入する制度です。

### 2 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者のうち、納税義務者に対し4月1日現在において給与の支払をしている者を、特別徴収義務者に指定いたします。なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払を受けている人については、前年の実績などから特別徴収義務者を指定いたします。

### 3 納付額の徴収

「令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の各月の納付額が算出されていますので、6月分の納付額は6月に支払う給与から、また、7月分以降の納付額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から、順次徴収してください。

### 4 納付額の納入

各納税義務者から徴収した各月の納付額の合計額を、eLTAX の電子納税または同封の当該月分納入書を使用し、徴収した月の翌月10日までに取扱金融機関等で納入してください。なお、10日が金融機関の休業日（土曜日、日曜日、国民の祝日等）の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります（下表参照）。

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
期限	令和5年 7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	令和6年 1/10	2/13	3/11	4/10	5/10	6/10

#### 【電子納税の推進にご協力をお願いいたします】

市・県民税特別徴収税額の納入は、eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムによる電子納税が便利です。自宅や職場のパソコンから、全国の地方公共団体へ一括して納税することができます。金融機関等の窓口へ出掛ける必要がなく、納入書を使用しないため税額変更の際の手書き訂正が不要となるなどの利点があります。詳細は、eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

## 5 特別徴収税額の変更

納税義務者が就職・転勤・休職・退職された場合や、税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、記載された各月の納付額によって徴収し納入してください。

納入書は4ページ中段以降の記入例を参照し、金額を訂正して使用してください。

※既に徴収済の各月の税額が減額となった場合には、過納額を市から各納税義務者（本人）へ還付又は充當いたします。

## 6 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満の事業所は、申請によって市長の承認を得た場合、徴収した税額を年2回の納期（11月分と5月分）で納入することもできます。「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」が必要な事業所は、本市ホームページからダウンロードするか、市民税課あてに請求してください。

## 7 納期限までに特別徴収税額を納入しなかった場合

### (1) 延滞金について

納期限までに税額2,000円以上の税金を完納しないときは、納期限の翌日から税金を完納した日までの日数に応じて、税額（1,000円未満の端数があるときは切捨てます。）に、下表の期間区分に応じた割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

期 間	令和5年1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日以後
納期限の翌日から1月を経過する日まで	年 2.4%	年 7.3%又は延滞金特例基準割合(*)+1%のいずれか低い割合
納期限の翌日から1月を経過した日以後	年 8.7%	年 14.6%又は延滞金特例基準割合(*)+7.3%のいずれか低い割合

\*平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合

(注) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てます。

### (2) 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

※特別徴収義務者は、地方税法第321条の5の規定により、特別徴収税額を徴収し、納入する義務があります。

## 納入書の取扱いについて

電子納税(eLTAX)をご利用の場合、納入書は不要です。

本市では、納入書をOCR（機械による数字読み取り）により処理しています。納入書の取扱いについては、次の点に十分ご配慮くださいますようお願いいたします。納入の際は当該月の納入書であることを確認してください。

なお、年度の途中で税額に変更があった場合でも、納入書は新たに送付しませんので、当初送付した納入書の内容を訂正して使用してください。

【ご注意】 納入書は特別徴収義務者（事業者・事業主）用ですので、納税義務者（従業員）に渡さないでください。

### 1 納入書の訂正方法（訂正のないときは、何も記入しないでください。）

#### (1) 納入金額に変更があるとき

納入書の「納入金額(1)」欄の税額を横線一本で抹消し（訂正印不要）、「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額の合計を記入してください。

#### (2) 予備の納入書を使用するとき

記入誤りや延滞金のみ、退職所得に係る税額のみを納入する場合に使用します。「納入金額(2)」の該当する欄に納入金額を記入し、それらの合計額を「合計額」欄に記入してください。また、所定の箇所に徴収年、徴収月及び納期限を記入してください。

#### (3) 退職所得分を併せて納入するとき

退職所得に係る税額と給与所得等に係る税額の両方を納入する場合は、納入書の「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を記入し、「納入金額(1)」欄又は「給与分」欄との合計額を「合計額」欄に記入してください。

裏面の納入申告書には必ず所要事項を記入してください。

## 2 納入書記入上の留意点

- (1) 黒のボールペンで記入してください。
- (2) 納入書は折ったり、汚したりしないでください。
- (3) 数字を記入する際は、枠から出ないように中央に記入し、文字は続けて書かないでください。
- (4) 納入金額を記入する際は、当該欄に「¥」記号を記入しないでください。
- (5) 使用しない欄に斜線等を記入しないでください。

その他、納入書の書き方等に不備がありますと、機械読み取りに支障が生じますので、次の記入例をよくご覧ください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
142018	00230-0-960197	横須賀市会計管理者
令和5年7月分	指定番号 7*****	納入金額(1) 42,300
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 5 4 0 0 0

(記入文字の例)

「¥」を付けずに、はっきりと

### 納入書の訂正方法 記入例

(訂正のないときは、何も記入しないでください)

#### (1) 納入金額に変更があるとき

指定番号	納入金額(1)
7*****	42,300
金額が右の欄の金額と納入金額で抹消し、欄に記入し	給与分 (一括徴収分を含む)
54000	54000
退職所得分	
延滞金	
8月10日額	
(2)合計額	54000

納入金額(1)欄を横線一本で抹消(訂正印を押印しない)

納入金額(2)欄の「給与分」欄、「合計額」欄を記入

#### (2) 予備の納入書を使用するとき

指定番号	納入金額(1)
7*****	*****
令和5年7月分	給与分 (一括徴収分を含む)
790300	790300
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分
790300	
延滞金	
納期限 令和5年8月10日	
(2)合計額	790300

徴収年、徴収月、納期限を記入

納入金額(2)欄の「給与分」欄等を記入

#### (3) 退職所得分を併せて納入するとき(裏面も記入します。)

##### 表面記入例

指定番号	納入金額(1)
7*****	42,300
金額が右の欄の金額と、納入金額で抹消し、欄に記入し	給与分 (一括徴収分を含む)
90300	90300
退職所得分	
延滞金	
年8月10日額	
(2)合計額	132600

納入金額(2)欄の「退職所得分」欄、「合計額」欄を記入

個人事業主は記入しない

##### 裏面記入例

退職所得に係る 市民税 県民税 納入申告書

(あて先)横須賀市長

令和5年8月10日 提出

令和5年7月分	人員	2人
退職手当等支払金額	千 百 十 万 千 百 十 円	3608000
特別徴収	市民税	54200
税 額	県民税	36100

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)

住所又は〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇子  
氏名 〇〇 〇〇  
名称 株式会社 〇〇〇〇  
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

人員が複数の場合は合計額を記入

裏面は、退職所得に係る市・県民税を納入する際に使用します。退職手当等の支払があった月にのみ記入してください。

特別徴収した年月、退職手当等を支払った人数、退職手当等の支払金額のほか、市・県民税についてそれぞれ算出された特別徴収税額を記入してください(算出方法は7、8ページをご覧ください。)

なお、複数の人員から退職所得に係る市・県民税を徴収した場合は合計額を記入してください。また、前年以前に退職金を受け取ったことがある又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るとき等は退職所得控除の計算が異なる場合があります。この場合は、所管の税務署に確認の上、市・県民税の計算については市民税課へお問い合わせください。

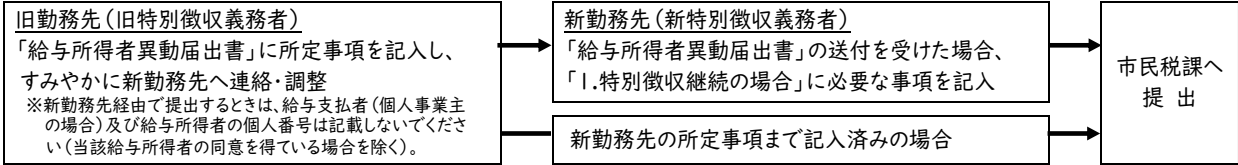
※法人番号を持たない個人事業主の方は、金融機関に提出する納入申告書に個人番号を記載しないでください。

# 退職等により特別徴収ができなくなった場合

納税義務者が退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、特別徴収義務者が翌月の10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市長あてに提出しなければなりません。未徴収税額の徴収方法は、異動事由が生じた日等により、次のようになります。

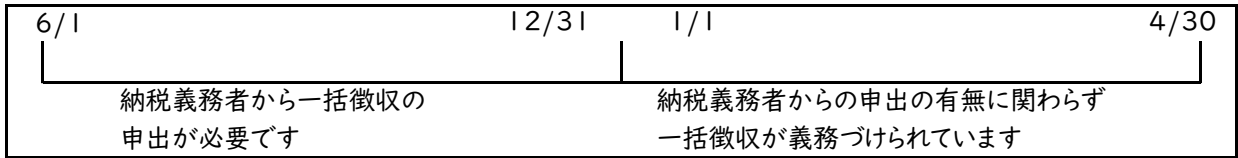
## 1 転勤等による特別徴収の継続

納税義務者が転勤・退職した後、新たな勤務先で引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があった場合は、特別徴収を継続することができます。



## 2 退職手当等からの一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合は、異動月日により、下図のようになります。



## 3 普通徴収への切替え

前記1及び2以外の場合の未徴収税額は、普通徴収の方法により納付していただくことになります。

新たな通知書を納税義務者あてに送付しますので、特別徴収義務者用の納入書を納税義務者に渡さないでください。

## 異動届出書記入例

### 1 転勤等による特別徴収の継続の場合

横須賀市長		給与(特別徴収義務者) 支払者	所在地 〒238-0004 横須賀市小川町11番地	特別徴収義務者指定番号 7*****	宛名番号 1	★市町村ごとに異なります
令和5年10月7日提出		フリガナ カ) マルマルマル	氏名又は名称 (株) ○○○○	担連 所属 経理係	当絡 氏名 位民税 花子	者先 電話 046-822-△△△△ 内線( )
フリガナ	シャクショ	イテロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 65,300	(イ) 徴収済額 6月 9月 22,100	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10月 5月 43,200	異動年月日 R5年 10月 1日
氏名 市役所 一郎	旧姓	異動の事由 2 1.退職 2.転勤 3.退職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収(本人納付)	再雇用予定につき新年度を特別徴収にする場合にはチェックしてください。		
生年月日 昭和48年5月8日	個人番号	受給者番号 A1	1月1日現在の住所 横須賀市日の出町5-1	異動後の住所 同上		

1.特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月額割 5,400 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい勤務先(特別徴収義務者) 指定番号 (新規) 法人番号 *****	所在地 254-0077 平塚市東中原1-1-1
フリガナ カ) マルマルマル ヒラツカシケン	氏名又は名称 (株) ○○○○ 平塚支店
担当 所属 小川 町子	電話 0463-□□-○○○○ 内線( )
受給者番号 B1	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 1.必要 2.不要

以前に特別徴収の対象者がいた場合など、横須賀市での指定番号がある場合は、必ず記入してください。  
横須賀市で初めて特別徴収対象者が生じた場合など、指定番号がない場合は新規にマルを記入してください。

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
※市町村記入欄	年度 入力 年度 入力	年度 入力 年度 入力
	両年度コピー済	年度処理不要

## 2 退職手当等からの一括徴収の場合

横須賀市長 令和 5 年 9 月 10 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 238-0004 横須賀市小川町 1 1 番地	特別徴収義務者 指定番号 7*****	宛名番号 2	★市町村ごとに異なります
フリガナ カ マルマルマルマル	氏名又は名称 (株) ○○○○	個人番号 又は法人番号 *****	担連 所属 經理係	当絡 氏名 住民税 花子	者先 電話 046-822-△△△△ 内線( )
フリガナ シヤクショ ジロウ	氏名 市役所 次郎 (旧姓)	生年月日 昭和 50 年 5 月 13 日	個人番号 *****	受給者番号 A2	1月1日現在の住所 横須賀市深田台1999
特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)	異動年月日 R5 年 9 月 10 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) <input type="checkbox"/> 再雇用予定につき新年度 を特別徴収にする場合に はチェックしてください。
87,400	6 月から 8 月まで 22,600	9 月から 5 月まで 64,800			
1. 特別徴収継続の場合			新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
特別徴収義務者 指定番号	法人番号	所在地	担当者 連絡先 所属 氏名 電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
フリガナ	氏名又は名称	内線( )	内線( )	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合			徴収予定月日 9 月 30 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 64,800 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
3. 普通徴収の場合			※市町村記入欄 年度 <input type="checkbox"/> 資登 入力 検証 年度 <input type="checkbox"/> 資登 入力 検証 <input type="checkbox"/> 両年度コピー済 <input type="checkbox"/> 年度処理不要		
理由			1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 5 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
理由			1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

## 3 普通徴収への切替えの場合①…退職・休職などの場合

横須賀市長 令和 5 年 11 月 26 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 238-0004 横須賀市小川町 1 1 番地	特別徴収義務者 指定番号 7*****	宛名番号 3	★市町村ごとに異なります
フリガナ カ マルマルマルマル	氏名又は名称 (株) ○○○○	個人番号 *****	担連 所属 經理係	当絡 氏名 住民税 花子	者先 電話 046-822-△△△△ 内線( )
フリガナ シヤクショ ミツコ	氏名 市役所 三子 (旧姓)	生年月日 昭和 55 年 1 月 14 日	個人番号 *****	受給者番号 A3	1月1日現在の住所 横須賀市本町5-1
特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)	異動年月日 R5 年 11 月 16 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) <input type="checkbox"/> 再雇用予定につき新年度 を特別徴収にする場合に はチェックしてください。
26,800	6 月から 11 月まで 13,600	12 月から 5 月まで 13,200			
1. 特別徴収継続の場合			新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
特別徴収義務者 指定番号	法人番号	所在地	担当者 連絡先 所属 氏名 電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
フリガナ	氏名又は名称	内線( )	内線( )	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由			1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 5 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
理由			1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		
3. 普通徴収の場合			※市町村記入欄 年度 <input type="checkbox"/> 資登 入力 検証 年度 <input type="checkbox"/> 資登 入力 検証 <input type="checkbox"/> 両年度コピー済 <input type="checkbox"/> 年度処理不要		

※異動月日が1月1日から4月30日までの場合は、一括徴収が義務づけられています。

ただし、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下である場合は、普通徴収とすることができます。

※異動月日が上記の期間外であっても、異動後の住所が国外であることが見込まれる納税者に対しては、一括徴収の申出についての呼びかけや、納税管理人の届出を市役所に提出するよう促すなどのご協力をお願いいたします。

### 3 普通徴収への切替えの場合②…その他(特別徴収不可)の場合

※「神奈川県統一基準」により普通徴収が認められる理由に該当する場合

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	【個人住民税の特別徴収の完全実施について】																	
<b>7</b> 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から番号を記入 (事由・理由) → 番A 総従業員数が2人以下	<b>3</b> 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) 右から番号を記入 <input type="checkbox"/> 再雇用予定につき新年度を特別徴収にする場合にはチェックしてください。	神奈川県及び県内全市町村では、法令の適正運用や納税者の利便性向上などの観点から平成28年度以降、個人住民税の特別徴収を推進する取組を行っています。ただし、「神奈川県統一基準」(下表参照)に該当する場合、当面の間、申請により普通徴収が認められます。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>符号</th> <th>普通徴収切替理由</th> <th>符号</th> <th>普通徴収切替理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普A</td> <td>総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)</td> <td>普D</td> <td>給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)</td> </tr> <tr> <td>普B</td> <td>他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)</td> <td>普E</td> <td>事業専従者 (個人事業主のみ対象)</td> </tr> <tr> <td>普C</td> <td>給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)</td> <td>普F</td> <td>退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者</td> </tr> </tbody> </table>	符号	普通徴収切替理由	符号	普通徴収切替理由	普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	普D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	普B	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	普C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)	普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	
符号	普通徴収切替理由	符号	普通徴収切替理由																
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	普D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)																
普B	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)																
普C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)	普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者																

### 納税義務者を年度の途中で普通徴収から特別徴収に切替える場合

年度の途中で就職した納税義務者が、普通徴収の方法で納めた税額の残りを特別徴収とすることを希望した場合には、「特別徴収切替届出(依頼)書」を市民税課へ提出してください。納期限が到来していない税額について、特別徴収の方法により納めることができます。

※納期限を過ぎた普通徴収分については、特別徴収への切替えはできません。

※納税義務者が口座振替を利用している場合は、納期限の20日前までに「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。提出が遅れますと、口座振替の停止が間に合わない場合があります。

※65歳以上の人は、年税額のうち年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収に切替えることはできません。

### 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等(退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与)に対する市・県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら税額を計算し、退職手当等の支払の際に差し引いて市へ納入していただく必要がありますので、以下のとおり、お取扱ください。

#### 1 納税義務者

納税義務者は、退職手当等の支払を受ける人です。

#### 2 課税市区町村

納入先の市区町村は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に納税義務者が居住する市区町村です。徴収した税額は、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。なお、10日が金融機関の休業日(土曜日、日曜日、国民の祝日等)の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります。納入書及び納入申告書の作成は、4ページの記入例をご覧ください。

#### 3 課税されない人

- (1) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人
- (3) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

なお、死亡により支払われる退職手当等は相続税法の規定による相続税の課税対象になるため、市・県民税は課税されません。

#### ◎退職所得に係る市・県民税額の算出方法

市・県民税額 = 退職所得の金額① × 税率② ※市・県民税額は100円未満切捨てます。

①退職所得の求め方(所得税の計算と同じ)

A.勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額 = 退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額  
※1,000円未満の端数を切り捨てます。

B.勤続5年以下の人(役員等以外)に支払われる退職手当等

- 退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2  
※1,000円未満の端数を切り捨てます。

- 退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

退職所得の金額 = 150万円 + {退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}  
※1,000円未満の端数を切り捨てます。

C.上記(AとB)以外の人に対して支払われる退職手当等

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2  
※1,000円未満の端数を切り捨てます。

・退職所得控除額の求め方

勤続年数	退職所得控除額
イ.20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
ロ.20年超の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
ハ.障害退職の場合	イ又はロによる計算+100万円

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切上げます。

②退職所得の分離課税に係る所得割の税率

市民税…6% 県民税…4%

書類等について

※次の1~3の書類はホームページからもダウンロードできます。

地方税関係書類における押印義務の見直しにより、届出書類への押印は不要です。

1 特別徴収切替届出(依頼)書

年度の途中で就職した納税義務者がいる場合等、普通徴収から特別徴収に切替える際に提出してください。  
7ページの「納税義務者を年度の途中で普通徴収から特別徴収に切替える場合」をご覧ください。

2 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

移転、合併等により特別徴収義務者(事業所)の所在地、名称の変更があった際に提出してください。

3 給与所得者異動届出書…別途同封のもの

退職・転勤等で給与所得者に異動が生じた場合は、必ず提出してください。

4 ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書

※ホームページからダウンロードできません。切り離してそのまま使用してください。  
次の地域以外のゆうちょ銀行(郵便局)で納める際に使用してください。

【神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県】

詳細は、1ページの「納める方法・ところ」の「ゆうちょ銀行(郵便局)」欄をご覧ください。

【電子申告・電子納税(eLTAX:エルタックス)をご利用いただけます】

横須賀市では、市・県民税(地方税)に関する手続きの一部について、eLTAXによる受付ができます。  
eLTAXをぜひご利用ください。

eLTAXで利用可能な個人の市・県民税に係る手続き

- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- ・特別徴収切替届出(依頼)
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- ・地方税共通納税システムによる電子納税

※詳細は、eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。